



袴田さん姉弟↑

検察は真摯な反省を！

「袴田事件」再審無罪判決

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」

東京都荒川区南千住一―五九一六―三〇二一

<http://sobanokai.hanamizake.com/>

一九六六年に静岡の会社専務一家四人を殺害したとして、強盗殺人罪で死刑判決が確定した袴田巖さん(八八)の裁判をやり直す再審公判で、静岡地方裁判所は九月二六日無罪を言い渡しました。犯行時に着ていたとされた「五点の衣類」や、自白調書など二つの証拠を、捜査機関による捏造と認定したのです。

弁護団は、控訴を断念するよう検察側に繰り返し求めてきました。期日前の一〇月八日、検察は控訴を断念、畷本直美検事総長は異例の談話を発表しました。

「静岡地裁の無罪判決には論理的、経験則に反する事実誤認があるが、巖さんの置かれている状況を考えて控訴を断念する」というものです。これは控訴はやめておくが巖さんを無実とは考えていないということでしょうか。

長時間の違法の取り調べから自白の強要あげくは証拠の捏造までして袴田さんを犯人に仕立て上げ、五八年もの間死刑執行の恐怖にさらしてきました。その責任は検察、警察にあるのは明らかです。眞犯人が解明されなかったという点では遺族も被害者といえます。

二〇一四年静岡地裁が再審開始、死刑及び拘置の執行停止を決定、袴田さんはお

姉さんのもとへと帰ってきました。裁判長は「これ以上拘置を続けることは著しく正義に反する」とまで述べていました。しかし検察側の控訴によってそれから一〇年もの間袴田さんは無実を勝ち取ることができませんでした。ようやく認められた完全無罪への言いがかりとも思える検事総長の言葉は、到底納得できるものではありません。

検察庁は有罪立証の誤りを率直に認め、袴田さんに直接謝るべきでしょう。そしてこのような重大な冤罪を生み出してしまったこと、その誤りを正すのに五八年もの年月を要した原因を明らかにして、二度と繰り返さないようにするための検証をすべきです。



死刑という取り返しのない刑を科する場合は一層慎重でなければなりません。これまで死刑判決を受けた方の中にも、また既に死刑執行された方の中にも冤罪の方々がいるのではないのでしょうか。

「ごめんで済めば警察はいらない」といいますが「ごめんも言えない検察はいらない」といわれても仕方がないかもしれません。(K)